

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会相談支援部会細則

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会規程第5条第1項に基づき、相談支援部会細則を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この細則は、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会相談支援部会(以下「部会」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 部会は、関東甲信越地域における次の各号に掲げる事項について、情報を共有・検討する。

- 一 地域単位、施設単位で行われている情報提供・相談支援の取り組みの現状把握と分析、情報共有に関する事
- 二 相談支援体制機能の強化と向上を果たす上で必要となるブロックの体制整備
- 三 小児がん患者家族の支援に関連した施策・制度面の改善等を整理し、協議会を通じて発信できるような小児がん拠点病院連絡協議会への提言に向けた素案の作成

(部会の構成)

第3条 部会は、協議会の構成施設に掲げる医療機関等に準じて構成する。

- 2 前項のほか、オブザーバーとして患者団体を加えることができる。
- 3 部会長は、小児がん拠点病院の中から選出し協議会会長が任命する。
- 4 部会員の構成は小児がん拠点病院及び小児がん連携病院において相談支援に携わる者とする。
- 5 部会長の任期は2年とする。

(部会の開催)

第4条 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

- 2 部会の議長は、部会長とする。
- 3 部会長は、必要に応じて審議事項に関係ある者に出席を求めることができる。

(部会幹事)

第5条 部会幹事は、小児がん拠点病院とする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、国立成育医療研究センター関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会事務局とする。

- 2 事務局は、部会の事務を処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月3日から施行する。